

KAIZEN CPA LIMITED 啓源会計士事務所株式会社

Rooms 2101-05, 21/F., Futura Plaza 111 How Ming Street, Kwun Tong, Hong Kong 香港クントン巧明街111号富利広場21階2101-05室 T: +852 2341 1444 E: info@kaizencpa.com

香港の飲食業(社会的距離)補助金制度

2020 年 5 月 4 日、香港政府は第 2 回の防疫基金を設立し、その中に「飲食業 (社会的距離)補助金制度 (Catering Business (Social Distancing) Subsidy Scheme)」が含まれています。当該制度により、一般レストラン、軽食レストラン、マリンレストラン、工場食堂など、営業中の適格な飲食業者は、1 回限りの補助金を申請することができます。弊所は、公認会計士として証明書を発行し、当該制度の申請を代行することができます。制度の詳細及び申請要件、必要書類については以下の通りです。

1. 申請要件

申請者は次の要件を満たさなければなりません。

- (1) 申請者は 2020 年 2 月 29 日に香港食物環境衛生署の発行した有効な飲食業許可(正式なもの又は仮許可)を保有しており、かつ、その許可は防疫基金—飲食業(社会的距離)補助金制度の申請書第 II 部第(3)項に記載されている四類許可のうちの一つであること。
- (2) 補助金申請の提出日及び申請承認日において、飲食店は経営して おり、飲食業許可が有効であること。
- (3) 補助金申請の提出日から申請承認日まで、飲食業許可の譲渡、任 意返上又は取消しの申請が処理中ではないこと(特別要件に該当し て許可の譲渡を提出する場合、又は仮許可の場合を除く)。
- (4) 飲食業許可(正式なもの又は仮許可)は補助金申請の提出日から 2020年10月末まで有効であること(2020年10月末までに許可が失 効した場合、香港食物環境衛生署は発給した補助金及び関連する一 切の費用を回収する場合がある)。

2. 補助金額

補助金は 2 回に分けて前払いされ、主に申請承認後 6 ヶ月以内に申請者が従業員の給与を支給することに使われます。補助金額は、飲食業の規模に応じて算出されます。具体的には以下の通りです。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F. Di Wang Commercial Centre 5002 Shennan Road East Luohu District, Shenzhen, China 中国深セン市羅湖区深南東路5002号 地王商業センター12階1203-06室 T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 1201, 12/F., Tower A Guangqi Culture Plaza 2899A Xietu Road, Xuhui District Shanghai, China 中国上海市徐匯区斜土路2899甲号 光啓文化広場A棟12階1201室 T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4 Chung Hsiao East Road Daan District, Taipei Taiwan 10688 台湾台北市大安区忠孝東路四段 142号3階303室 郵便番号: 10688 T: +886 2 2711 1324

TOKYO 東京

308 BIZMARKS Akasaka 2-16-6 Akasaka, Minato-Ku, Tokyo Japan 107-0052 日本東京都港区赤坂二丁目16番6号 BIZMARKS赤坂308室 郵便番号: 107-0052 **T**: +81 3 5776 2637

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court Singapore 069538 **T**: +65 6438 0116

KUALA LUMPUR クアラルンプール

Menara Suezcap, Tower 2 E-13A-3A, No. 2 Jalan Kerinchi Gerbang Kerinchi Lestari 59200 Kuala Lumpur, Malaysia T: +60 19 2177 344

NEW YORK ==-9

202 Canal Street, Suite 303, 3/F. New York, NY 10013, USA **T**: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park Bromley, Greater London BR1 1LU, UK T: +44 20 8176 3860

番号	飲食業許可に記載されている飲食店の床面積	補助金額(香港ドル)
1	100 平方メートル以下	250,000
2	100 平方メートル超 200 平方メートル以下	500,000
3	200 平方メートル超 400 平方メートル以下	900,000
4	400 平方メートル超 700 平方メートル以下	1,650,000
5	700 平方メートル超	2,200,000

3. 必要書類

飲食業(社会的距離)補助金制度を申請するためには次の書類が必要です。

- (1) 商業登記証のコピー
- (2) 飲食業許可のコピー
- (3) 申請者の ID カードのコピー
- (4) 公認会計士の署名が付けられ、直近 3 ヶ月の賃金総額及び従業員数の証明書類(弊所の は当該書類に署名可能)
- (5) 申請提出後、5 月~10 月各月の翌月 22 日までに提出の必要ある会計士証明書(弊所は 当該書類が発行可能)

弊所による会計士証明書の発行が必要な場合、お客様は次の書類を提供する必要があります。

- (1) 強制性積立金計画(MPF)の拠出の記録
- (2) 給与の支給記録(銀行通帳の記録)(現金で支給した場合、各従業員の受領記録が必要)
- (3) 各従業員の ID カードのコピー

4. 申請期限

飲食業(社会的距離)補助金制度の申請期間は、2020 年 5 月 5 日(火)9 時から 2020 年 6 月 5 日(金)17 時までです。

5. 会計士の署名・認証のサービス費用

弊所は飲食業(社会的距離)補助金制度について、認証手続きを進行したり、会計士証明書 7 通 (3月、5~10月の各1通)を作成・発行したりするサービス費用は、以下の通りです。

番号	従業員数	費用(香港ドル)
1	3 名従業員以下	8,000
2	6 名従業員以下	11,200
3	9 名従業員以下	14,000
4	12 名従業員以下	16,800
5	15 名従業員以下	19,600
6	18 名従業員以下	22,400
7	18 名従業員超	別途相談

備考:

- (1) 弊所は常連客への優遇とし、上述のサービスが必要な常連客に流行期間中 60%の特別割引を提供します。
- (2) 上述の費用には書類の郵便料などの追加費用が含まれていません。

6. 申請手続き

会計士証明書の発行に加えて、弊所は飲食業(社会的距離)補助金制度の申請代行も提供可能です。弊所の代行サービス費用は 4,000 香港ドルであり、常連客へのサービス費用は 2,800 香港ドルです。具体的には以下のサービスを提供します。

- (1) 飲食業(社会的距離)補助金制度について相談サービスとアドバイスを提供
- (2) 申請書記入代行
- (3) 申請書提出代行

7. 支払方法

当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途 5%の手数料を請求します。お客様が啓源に委託することを確認した後、啓源はサービス費用の請求書を作成し、銀行口座情報及び送金ガイドと合わせてお客様に送信します。サービスの性質上、お客様は事前にサービス費用を全額支払う必要があります。サービスを提供し始めた後、特別な事情がない限り、費用が返金されません。

詳細情報とサポートをご希望の方、お手数ですが、下記の連絡先とお問い合わせください。

メール:info@kaizencpa.com 固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614 ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com